

産学官連携推進本部長の諮問機関に関する細則

平成 29 年 12 月 5 日制定 細則第 60 号

改正 平成 31 年 4 月 1 日

令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 静岡県公立大学法人地域貢献及び産学官連携推進組織に関する規程（以下「規程」という。）第 16 条に基づき、この細則を定める。

(諮問会議の設置)

第 2 条 静岡県公立大学法人の産学官連携を推進するため、規程第 13 条第 3 項に規定する諮問機関として、産学官連携諮問会議（以下「諮問会議」という。）を置く。

(審議事項)

第 3 条 諮問会議は、次の各号に掲げる事項について、本部長の諮問に応じて検討を行う。

- (1) 本学の産学官連携を推進するための重要事項
- (2) 産学官連携推進組織のうち本学が本学以外の機関とともに構成する研究体制に関する重要事項
- (3) その他本学の産学官連携を推進するために本部長が必要と認めた事項

(組織)

第 4 条 諮問会議は、本部長が招集し、議長となる。

- 2 議長は、諮問会議の会務を掌理する。
- 3 諮問会議は、本部長が指名する若干名の本学教員（常勤の者に限る。）による委員で組織する。
- 4 前項の委員の任期は各年度末までとし、再任を妨げない。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 本部長は、必要に応じて委員以外の者に諮問会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、規程第 4 条第 1 項の産学官連携推進本部を構成する者は、諮問会議に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第 6 条 諮問会議の庶務は、地域・産学連携推進室が処理する。

(補則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、諮問会議の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この細則は、平成29年12月5日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。